

# 住宅用火災警報器 シンドブツク



既存住宅  
平成20年5月31日までに設置が必要です。



新築住宅  
平成18年6月1日から設置が必要となります。

すべての住宅に  
住宅用火災警報器  
の設置が必要  
となりました。



わが家の見はり番 ～住宅用火災警報器が命を守る～

名古屋市消防局

# Q1

## なぜ、消防法が改正されたのですか？



全国の住宅火災による死者が近年増加傾向



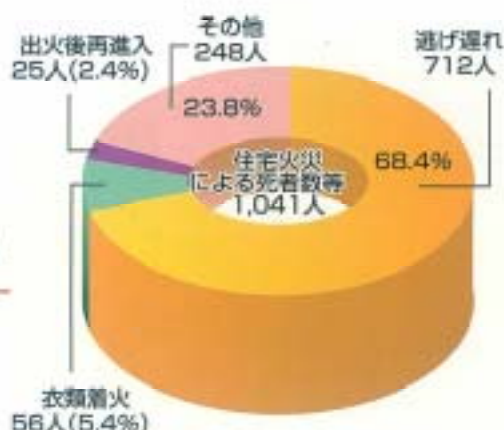
死者数のうち、半数以上が65歳以上の高齢者



今後、高齢化の進展とともに住宅火災による死者数はますます増加するおそれがある！



死亡原因の約7割が逃げ遅れによるもので、火災の発生を早く気付くことが重要



## 全国における住宅火災の死者発生状況



住宅用火災警報器の設置により火災の発生を早期に発見することができ、家族の命が守られ、初期消火にも成功した事例

ある真夜中、2階にある寝室で就寝していた家族が、「住宅用火災警報器」が鳴ったため、部屋を出て確認したところ、1階から煙が上がっているのに気づき、慌てて1階に降り、おばあさんが寝ている部屋を開けたら、仏壇から炎が上がっていたので、おばあさんを助けるとともに、水バケツで消火しました。



すべての住宅に対し、住宅用火災警報器の設置を義務付けた消防法の改正に基づき、設置期日や設置場所などの基準を定めた火災予防条例が改正されました。

# Q2

## 住宅用火災警報器とはどんなものですか？

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を自動的に感知し、住宅内にいる人に対し、警報ブザーや音声により火災の発生をいち早く知らせ、避難をうながす器具です。

火災を感知する部分と警報を発する部分が一体となっていて、住宅内の天井若しくは壁面に取り付けます。



※台所用として、火災とガス漏れを両方感知できる複合式のものもあります。

### 電源



#### 電池を使うタイプ

配線もありませんので、取り付けが簡単です。電池は2つの種類に分かれます。

市販の乾電池を使用して電池切れ警報（1～2年）が出たら電池を交換します。

（裏カバーを外した写真）



付属されたリチウム電池により、機器の交換期限（5～10年）がきたら、機器ごと交換します。（電池交換不要）



#### 家庭用の電源を使うタイプ

配線工事や取り付け位置付近にコンセントを必要とします。



全て、機器の交換期限（約5～10年）がきたら、機器ごと交換します。

### 種類

次の3つのいずれかを選択してください。

#### 単独型

火災を感知した火災警報器だけが警報音を出します。

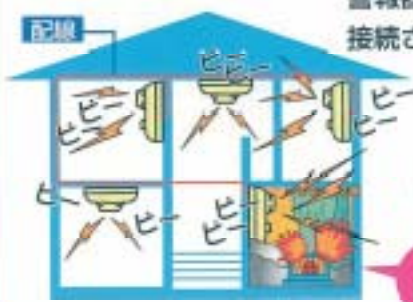
既存住宅  
におすすめ！



#### 連動型

火災を感知した火災警報器だけでなく、接続されているすべての火災警報器が警報音を発します。（配線工事が必要です）

新築住宅  
におすすめ！



#### 住宅用自動火災報知設備

従来の消防用設備の1つである自動火災報知設備の感知器（煙式）と受信機（中継器が必要な場合もある。）で配線された警報設備（住宅用自動火災報知設備）を設置することもできます。

新築住宅  
におすすめ！



感知器自体は警報を発しませんので、受信機から離れた部屋に火災を知らせる場合は「補助警報装置」を取り付ける必要があります。

# Q3

いつから取り付けが必要になりますか？

新築する住宅は、平成18年6月1日から建てられる住宅が対象となります。また、既に建っている住宅は、平成20年6月1日から適用となりますので、平成20年5月31日までの間に設置していただくようにお願いします。



# Q4

こういった住宅が対象で、どの部屋に設置するのですか？

住宅の用途として使用されているものが全て対象となりますので、戸建ての専用住宅、店舗併用住宅の住宅部分、又、マンションやアパートなどの共同住宅の住宅部分が対象となります。ただし、共同住宅などで、建築時より、**住宅内**に自動火災報知設備の感知器やスプリンクラー設備のヘッドが取り付けられている場合は、対象から除外されます。



I  
戸建て  
住宅



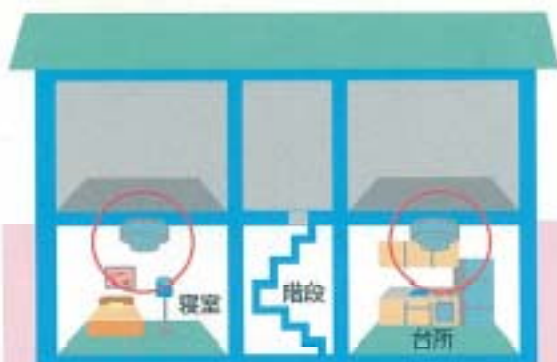
II  
共同  
住宅

# I 戸建て住宅

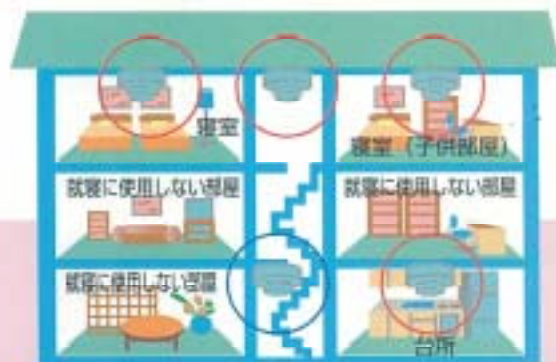
- ① 寝室に使用する部屋の天井又は壁に設置します。普段、就寝している部屋のこと、主寝室の他、子供部屋なども含まれます。ただし、来客が、時々就寝するような客間などは除きます。
- ② 寝室のある階の階段の踊り場の天井又は壁に設置します。
- ③ 台所内の天井又は壁に設置します。



## 特殊な形態

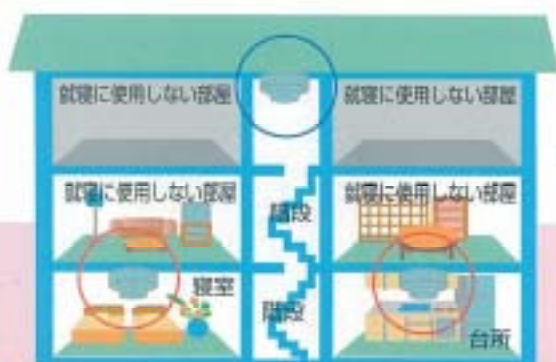


一人暮らしの方などで、2階建て住宅で、1階で就寝している場合は、寝室と台所に設置します。



3階建て住宅の場合、3階に寝室があり、2階に寝室がない場合は、1階の階段の踊り場の天井又は壁にも設置が必要です。

## 特殊な形態



同じく3階建て住宅の場合、寝室のある階が1階のみに集中している場合は、3階の階段の踊り場の天井又は壁にも設置が必要です。



全く寝室に使用していない階で、その階に居室が5室以上あれば、その廊下にも設置が必要です。

## Ⅱ 共同住宅

マンションやアパートなどの共同住宅については、それぞれ個人の住宅内のみが対象となります。

- ① 住宅内の各部屋や廊下などの天井部分に、自動火災報知設備の **感知器** かスプリングラダー設備の **ヘッド** が設置されているかどうかを確認する。もしどちらかが設置されていれば、その部分に住宅用火災警報器の設置は必要ありません。
- ② 寝室に使用する部屋の天井又は壁に設置します。
- ③ 台所内の天井又は壁に設置します。

なお、共用部分である階段、廊下、エレベーターホール、機械室、管理事務所等については設置する必要はありません。



- ① **感知器** か **ヘッド** が設置されているか



共用部分である階段、廊下、エレベーターホール、機械室、管理事務所等については設置する必要はありません。

# Q5

## どこに取り付けるのですか？

### 壁に取り付ける場合

住宅用火災警報器の感知部の中心が天井から15～50cm以内の位置にくるように設置します。

(理由：天井の角は煙が滞留しにくいいため)

15～50cm以内

壁掛け  
タイプ  
の場合



住宅用火災警報器は、機器に付属されているビスなどで、住宅内の天井若しくは壁面に取り付けます。



### 天井に取り付ける場合

住宅用火災警報器の感知部の中心を壁面から60cm以上離して設置します。はりなどがある場合は、同じくはりから60cm以上離して設置します。(理由：天井の角は煙が滞留しにくいいため)



はりのない  
場合



はりの  
ある  
場合

### エアコンのある場合

エアコンなどの吹き出し口がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離して設置します。(理由：吹き出す風により誤作動するため)



1.5m以上

# Q6

## こういった物をどこで買えばよいのですか？

住宅用火災警報器の品質を保証するものには日本消防検定協会の検査に合格したNSマークが貼られていますので購入の目安としてください。また、このNSマークは製品及びパッケージ(外箱)にも表示されていますのでご確認ください。



他にも海外製品を始め、多くの種類の住宅用火災警報器が販売されていますが、NSマークが表示されていない製品は、規格に適合しているかどうかの証明はされていないことから、火事でもないのに少量の煙でも感知することもあり、また、その場合、警報音を直ぐに停止できないものもあります。

住宅用火災警報器の購入に関する問い合わせ先

住宅用火災警報器相談室へ電話での問い合わせができます。



フリーダイヤル  
**0120-565-911**

受付時間：月曜から金曜までの午前9時から午後5時  
(12時から1時を除く/土、日及び祝祭日は休み)

(社)日本火災報知機工業会中部支部  
**TEL052-452-3971**

住宅防火対策推進協議会 ([jubo.go.jp/index2.html](http://jubo.go.jp/index2.html)) や  
(社)日本火災報知器工業会 ([kaho.or.jp/](http://kaho.or.jp/)) のホームページにて取扱店が検索できます。



# Q7

## その他に注意することはありますか？



住宅用火災警報器は、火事による煙で反応するため、調理時に発生する大量の煙や湯気、風呂場やシャワー室から出る湯気、燻煙剤の煙など、火事でもないのに警報音が鳴ることもあります。特に台所に設置する場合は、通常の調理において、煙又は湯気などが直接かかる場所は避けて取り付けます。ただし、台所が狭いなどの理由から、どの場所も煙又は蒸気が滞留する場合は、煙式に代えて、熱式の住宅用火災警報器を設置することもできます。また、火災警報機能付きのガス漏れ警報器を始め既に設置されている住宅用火災警報器は、その機器の有効期限内（約5～10年）はその機器を継続的に設置することができます。

### 悪質な訪問販売にご注意

- 「すぐに設置しなければいけない！」などと、強引に契約を迫る業者には十分注意してください。
- 既存住宅への住宅用火災警報器の設置は、平成20年6月1日から適用となるため、それまでの間に設置してください。
  - 住宅用火災警報器は、ホームセンターなどで購入し、簡単に取り付けが可能です。
  - 住宅用火災警報器の設置を依頼する場合は、事前に見積りを取り、工事内容をよく確認するなど納得の上で設置を依頼してください。
  - 消防署が住宅用火災警報器を販売することはありません。
  - 住宅用火災警報器の訪問販売は、クーリング・オフ制度の対象であり、契約後一定の期間は契約の解除が認められます。



悪質訪問販売に関する問い合わせ先 **名古屋消費生活センター (052-222-9671)**

住宅用火災警報器に関する問い合わせ先  
名古屋市消防局予防部予防課 (052-972-3544) 又は市内各消防署予防課